

2020年3月16日

各位

民法（債権法）改正を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

株式会社 山形銀行

当行は、2020年4月の改正民法施行を踏まえ、預金規定等の改定を行うこととしましたのでお知らせいたします。なお、改定後の各規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

当行は今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定する規定等

普通預金規定	キャッシュカード規定
総合口座取引規定	ICキャッシュカード特約
定期預金規定	デビットカード取引規定
通知預金規定（証書式/通帳式※）	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
積立型定期預金規定	WEB口座受付サービス利用規定
定期積金規定	現金自動預入支払機による通帳払戻し利用規定
財産形成定期預金規定	振込規定
財形住宅預金規定	振込明細帳利用規定
財形年金預金規定	自動送金サービス利用規定
譲渡性預金規定	外貨普通預金規定 / 積立型外貨普通預金規定
貯蓄預金規定 ※	外貨定期預金規定
納税準備預金規定 ※	夜間金庫規定
盗難通帳・証書による預金の払戻し被害補償の取扱に関する特約	集金専用袋集金規定
当座勘定規定（一般用/個人当座用※）	メールボックス利用規定
普通預金規定（通帳不発行口）	デジポジット利用規定
無利息普通預金（決済用預金）規定	インターネット支店利用規定
無利息普通預金（決済用預金）規定【通帳不発行口】	ネットバンク〈やまぎん〉インターネットバンキング利用規定
貸金庫規定（簡易型・本格型/全自動型/半自動型）	〈やまぎん〉法人インターネットバンキング「ネットEB」利用規定

※印の規定の預金については新規開設受付を停止しております。

2 実施日

2020年4月1日（水）

3 主要な改定概要

- （1）各契約の成立要件の明確化
- （2）預金者等の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化
- （3）規定等を変更する場合の取扱方法の明確化
- （4）定期預金の満期日前解約の制限の明確化

4. 改定内容対比表

普通預金規定、定期預金規定（「1. 共通規定」、「4. 自由金利型定期預金規定」）の主要な改定内容は以下のとおりです。条項の追加がある場合は、順次条文番号を繰り下げます。引用している条文番号も同様に変更します。なお、他の各種規定等についても、同様の改定を行います。

(1) 「普通預金規定」

改定後	改定前
<p><u>1. (預金契約の成立)</u> <u>当行所定の普通預金申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>8. (届出事項の変更、通帳の再発行、成年後見人等の届出等)</u> (5) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定にしたがうものとします。 ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<u>また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見</u> <u>が開始された場合にも同様に届け出てください。</u></p>	<p><u>7. (届出事項の変更、通帳の再発行、成年後見人等の届出等)</u> (5) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定にしたがうものとします。 ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p>
<p><u>9. (印鑑照合)</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めたと</u>ほか、<u>払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</u></p>	<p><u>8. (印鑑照合)</u> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて取扱い</u>ましたうえは、<u>それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>
<p><u>19. (規定の変更)</u> (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>【新設】</p>

(2) 「定期預金規定 1. 共通規定 (通帳口・証書口)」

改定後	改定前
<p><u>1. (預金契約の成立)</u> <u>当行所定の各定期預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに各定期預金に係る契約が成立するものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>
<p><u>5. (預金の解約、書替継続)</u> <u>(1) 各定期預金は当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日 (または据置期間満了日) 前の解約はできません。</u> <u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をして通帳または証書とともに、当行本支店に提出してください。</u> (以下省略)</p>	<p><u>4. (預金の解約、書替継続)</u> <u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印をして通帳または証書とともに、当行本支店に提出してください。</u> (以下省略)</p>
<p><u>8. (成年後見人等の届出)</u> <u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u> <u>また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも同様に届け出てください。</u> (以下省略)</p>	<p><u>7. (成年後見人等の届出)</u> <u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u> (以下省略)</p>
<p><u>9. (印鑑照合)</u> <u>払戻請求書・諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めただか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</u></u></p>	<p><u>8. (印鑑照合)</u> <u>払戻請求書・諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、<u>相違ないものと認めて取扱いましたうは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></u></p>
<p><u>16. (規定の変更)</u> <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>【新設】</u></p>

(3) 「定期預金規定 4. 自由金利型定期預金規定」

改定後	改定前
<p>2. (利息)</p> <p>(1) (省略 変更なし)</p> <p>(2) (省略 変更なし)</p> <p>(3) 「<u>定期預金規定 1. 共通規定 (通帳口・証書口)</u>」第 5 条第 1 項および第 3 項または第 4 項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」といいます。) について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) (省略 変更なし)</p> <p>(2) (省略 変更なし)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および「共通規定 (通帳口・証書口)」第 4 条第 3 項または第 4 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」といいます。) について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>3. (共通規定の適用)</p> <p><u>本規定に定めがない事項については、「定期預金規定 1. 共通規定 (通帳口・証書口)」を適用します。</u></p>	<p>【新設】</p>

以上